

札幌市時間外保育促進事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁)

一部改正 平成 22 年 3 月 26 日

一部改正 平成 24 年 3 月 30 日

一部改正 平成 24 年 6 月 21 日

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日

一部改正 令和 元年 9 月 27 日

一部改正 令和 2 年 2 月 13 日

一部改正 令和 2 年 3 月 31 日

一部改正 令和 4 年 6 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴う時間外保育に対する需要に対応するため、保育所の自主的な時間外保育への取組みを促進し、もって仕事と子育ての両立支援を行うとともに、子どもが健やかに育ちやすい環境を整備する、時間外保育促進事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項の認可を受け、現に法第 24 条第 1 項に規定する保育を必要とする児童の保育を実施している保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する施設をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園及び同条第 3 項の認定を受けた連携施設をいう。
- (4) 保育所型認定こども園 法第 39 条第 1 項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けている施設をいう。
- (5) 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けた保育機能施設をいう。
- (6) 特定地域型保育事業 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 29 条第 1 項の規定による確認を受け、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けた事業所をいう。
- (7) 保育所等 同項前 6 号までに掲げる施設をいう。
- (8) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「支援法施行規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する、1 月当たり平均 275 時間（1 日当たり 11 時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- (9) 保育短時間 支援法施行規則第 4 条第 1 項に規定する、1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- (10) 時間外保育 第 1 項第 8 号及び第 9 号に規定する保育必要量を超えて保育所等が実施する保育をいう。ただし、休日保育（次号に規定する保育をいう。以下同じ。）を実施する保育所

等にあつては、休日以外に保育を利用しない日を設けずに休日保育を利用する場合の保育時間も含むものとする。

(11) 休日保育 保育所等が日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間を除く。以下「休日」という。）に実施する保育をいう。

(事業実施保育所等)

第 3 条 本事業の対象となる時間外保育を実施する保育所等（以下「実施保育所等」という。）は、支援法第 59 条第 2 項に規定する時間外保育を実施する保育所等とする。

2 「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知）に基づき分園（以下「分園」という。）を設置する保育所等で、本体となる保育所等（以下「中心保育所」という。）と分園それぞれが時間外保育を実施する場合は、中心保育所及び分園それぞれを実施保育所とする。

(時間外保育時間)

第 4 条 実施保育所等は、時間外保育時間の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を考慮し、児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮するものとする。

2 実施保育所等は、あらかじめ定めた時間外保育の時間帯に施設を開所することを原則とするが、開所時間以降において、時間外保育を実施する途中で利用児童の全員が降園した場合は、その時刻をもって閉所することができるものとする。

(対象児童)

第 5 条 保育所等を利用する、支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する子どものうち、時間外保育を必要とする児童で、あらかじめ実施保育所等に対して利用を申込み、かつ、実際に時間外保育を利用した児童とする。また、第 11 条に規定されている補助金交付の際には、1 日につき 15 分以上の時間外保育を利用した児童を対象とする。

(職員配置)

第 6 条 実施保育所等は、事業の実施に当たっては、時間外保育の時間帯に、対象児童数に応じ、保育所及び特定地域型保育事業については札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）、幼保連携型認定こども園については札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 50 号）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年条例第 2 号）に規定する保育に従事する者（保育士、保育教諭、家庭的保育者又は家庭的保育補助者等。以下「保育士等」という。）を配置するものとする。

2 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び特定地域型保育事業のうち事業所内保育事業（定員 20 人以上の施設に限る。）について、一の実施保育所につき保育士等の数は 2 人を下ることはできない。ただし、保育短時間の認定を受けた児童の時間外保育の実施にあたり、保育標準時間の認定を受けた児童を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士等 1 人で保育ができる児童数の範囲内において、保育士等を 1 人とすることができる。

(事業の実施方法)

第 7 条 実施保育所等は、事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 利用人数の制限をしないこと
- (2) 利用事由の制限をしないこと

(3) 利用児童の年齢制限をしないこと

(4) 利用時間の制限をしないこと

2 実施保育所等は、対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供するものとし、保育の提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等に留意し、適宜、実態に合わせて実施するものとする。

3 実施保育所等は、日々の対象児童数等の事業の実施状況について、必要な帳簿を整備しておくものとし、市長が当該帳簿の提示を求めた場合は速やかに応ずるものとする。

4 分園を設置する保育所等のうち中心保育所と分園のいずれかの施設のみが実施保育所となっている場合で、実施保育所と実施保育所以外の施設が比較的近い距離にあり、施設間の児童の移動が安全かつ容易に行えるときは、実施保育所以外の施設で保育する児童についても第5条の規定を適用し、実施保育所で実施される事業の対象児童に含めることができる。ただし、対象児童が実施保育所と実施保育所以外の施設の間を移動する際の安全に配慮するとともに、対象児童の保護者に混乱を生じないように、保育体制について十分な説明を行い、理解を得た上で実施するものとする。

(事業の実施手続き)

第8条 実施保育所等の設置者は、実施する事業が本要綱に適合するものとして第11条に定める補助金の交付申請を予定する場合には、事業計画について、毎年度市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(利用料)

第9条 実施保育所等は、事業の実施に当たっては、保護者に費用負担を求めることができるものとし、費用を徴収する場合には、あらかじめ実施保育所等において、その負担方法及び負担額(以下「利用料」という。)等を定めるものとする。

2 利用料の設定に当たっては、次の各号に掲げる児童1人当たりの標準利用料(児童に提供する間食代又は給食代を含む。ただし、休日保育において休日以外に保育を利用しない日を設けずに休日保育を利用する場合はこの限りではない。)を上限に設定するものとする。

(1) 開所時間(11時間)を超えて時間外保育を利用した場合の児童の1人当たりの標準利用料

ア 1時間以内利用 200円

イ 1時間超え利用 300円

ウ 21時以降の利用 1時間100円

(2) 開所時間(11時間)内に第2条第1項第9号の認定を受けた児童が時間外保育を利用した場合の児童1人当たりの標準利用料

ア 30分以内利用(開所時間と短時間保育時間の差が30分の場合) 50円

イ 1時間以内利用(アの場合を除く) 100円

ウ 1時間超え利用

①開所時間と短時間保育時間の差が1時間30分の場合 150円

②開所時間と短時間保育時間の差が2時間の場合 200円

エ 2時間超え利用

①開所時間と短時間保育時間の差が2時間30分の場合 250円

②開所時間と短時間保育時間の差が3時間の場合 300円

(利用料の減免)

第10条 実施保育所等は、対象児童の属する世帯の各月初日の状況が次のいずれかに該当する場

合には、保護者から徴する利用料を減免するものとする。

- (1) 対象児童の世帯の状況が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 2 条に規定する保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する支援給付を含む。）を受けている世帯。
- (2) 前号の世帯を除く対象児童の世帯の状況が、4 月分から 8 月分の利用料については前年度、9 月から翌年 3 月分の利用料については当該年度の市町村民税が非課税である世帯。
- (3) 対象児童が法第 27 条第 1 項第 3 号により措置された児童であり、当該児童を養育する各月初日の保護者が法第 6 条の 4 に規定する里親である世帯（以下「里親世帯」という。）。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、保育所等の設置者がこの事業を実施したときは、別に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(様式)

第 12 条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に廃止前の札幌市特別保育事業実施要綱（平成 9 年 3 月 31 日民政局長決裁）の規定によってなされている延長保育事業は、この要綱の相当規定によってなされているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年 9 月分の利用料の算定において、札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則（平成 27 年規則第 27 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく利用者負担額の軽減を受けた結果、第 10 条に規定する利用料の減免を受けた世帯で市長が特別の事情を認める場合、施行日から 6 か月を経過するまでは、引き続き第 10 条による利用料の減免の対象

世帯とすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。